

委託契約書（案）

大分県後期高齢者医療広域連合（以下「発注者」という。）と、
（以下「受注者」という。）とは、業務の委託について次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、受注者に対して、令和6年度大分県後期高齢者医療重複・頻回受診者等訪問指導業務（以下「業務」という。）の処理を委託し、受注者はこれを受託する。

（履行期間）

第2条 業務に係る期間は、契約締結日の翌日から令和7年1月31日までとし、訪問実施期間は令和6年12月28日までとする。

（委託料）

第3条 発注者は、業務に対する委託料として、訪問指導1件につき金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を受注者に支払うものとする。

2 前項に掲げる訪問指導1件あたりの単価には、当該事業の履行に必要なすべての費用を含むものとする。

（委託料の支払時期）

第4条 発注者は、第21条の検査合格後、受注者の請求により請求書を受領した日から30日以内に一括で委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、大分県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第7条第1項第8号の規定により免除する。

（履行場所）

第6条 業務の履行場所は、原則として、発注者の指定する被保険者又はその家族宅及びこれに準ずる場所とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第8条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、業務のうち主要でない部分について、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持等）

第9条 受注者は、前条ただし書により発注者が承諾した場合を除き、この契約の履行により知り得た内容を一切第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（データ複写及び複製の禁止）

第10条 受注者は、業務に係る一切のデータを、本契約の目的以外に複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の保護）

第11条 受注者は、日本工業規格 JISQ15001、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙に定める個人情報取扱注意事項を遵守するとともに、個人情報保護のための社内体制を確立し、発注者の保有する個人情報が発注者から預託される場合（以下「預託個人情報」という。）、前記社内体制の下で当該個人情報が外部に漏えいし、滅失し、又は毀損しないよう以下に定める組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置をとり、内部における管理・責任体制の確保を図るものとする。

- (1) 個人情報保護管理部門の設置、社内監査体制の整備、社内報告連絡体制の整備、その他個人情報保護のための組織体制の整備
- (2) 個人情報の取扱いに関する規程の整備及び運用
- (3) 個人情報の取扱いに関する社内教育及び訓練の実施
- (4) 個人情報を取り扱う部屋への入退室の管理
- (5) 個人情報が記録された媒体又は個人情報を取り扱う機器等の盗難、破損防止対策
- (6) 個人情報へのアクセス制限及び内部管理者による個人情報へのアクセス管理
- (7) 不正アクセス及びウィルス防御対策

- (8) その他、受注者が必要かつ適切と認める安全管理措置
- 2 万一預託個人情報外部に漏えいし、滅失し、または毀損した場合、受注者は、その拡大を防止するため、直ちに必要かつ適切な措置を講じ、発注者に対してその事実を速やかに報告するとともに、事故の原因を速やかに究明し、発注者に報告する。
- 3 発注者は、預託個人情報が適切に取得及び管理されているものであること、並びに、受注者が預託個人情報を業務に利用することが預託個人情報の利用目的に合致し、その利用に際しては一切の法令上及び事実上の障害の存在しないことを保証する。

(個人情報の返還)

第12条 受注者は、預託個人情報について、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。

2 受注者は、成果物の作成のため、受注者の保有する記録媒体上に保有する個人情報について、業務完了後速やかに消去するものとする。

(注意義務)

第13条 受注者は、この契約の規定に基づき業務を行うとともに、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって、業務を処理するものとする。

(申出義務)

第14条 受注者は、本契約締結後の事情の変化により、業務を遂行することが困難となり、若しくは発注者に不利益を及ぼす恐れがあるときは、速やかに発注者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(損害賠償責任)

第15条 受注者がこの契約の履行に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者は受注者に対し、損害賠償を請求することができる。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 契約の遵守事項又は違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、その後本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。

(2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 財産上の信用に係る差押え、競売、強制執行、税の滞納処分等を受けたとき。

(4) 破産、和議、会社整理、会社更生又は民事再生の申立てを行ったとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関し、再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に関し、受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(6) その他、受注者の責めに帰する事由の発生により本契約を継続しがたいとき。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 発注者が、契約の履行に当たり必要な指示を著しく遅延したとき。

(2) その他、発注者の責めに帰する事由の発生により本契約を継続しがたいとき。

(契約解除の通知)

第18条 前2条の規定により契約を解除するときは、発注者又は受注者は書面により速やかにその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

(契約解除にともなう損害賠償)

第19条 発注者が、第16条の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対し、その損害賠償を請求することができる。

2 受注者が、第17条の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は発注者に対し、その損害賠償を請求することができる。

3 前2項の損害賠償額は、発注者及び受注者協議のうえ定めるものとする。

(業務完了届の提出)

第20条 受注者は、業務が完了したときは業務完了届を発注者に提出しなければならない。

(検査及び目的物の引渡し)

第21条 発注者は、受注者から前条に定める業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

2 発注者は前項の業務の完了を確認したときは、成果物の引渡しを受けなければならない。

(事故報告)

第22条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に係る訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(契約書作成等の費用)

第24条 この契約書及びこの契約を実施するために必要な書類等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義についての協議)

第25条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者及び受注者で協議のうえ定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 所在地 大分市東春日町17番20号
名称 大分県後期高齢者医療広域連合
代表者 広域連合長 足立 信也

受注者 所在地
商号
代表者